

市税（減免・納期限延長）申請書（兼 森林環境税免除申請書）

☐市民税・県民税 ☐法人市民税 ☐固定資産税・都市計画税(土地・家屋) ☐固定資産税(償却資産) ☐軽自動車税(種別割)

(提出先) 年 月 日
平塚市長

平塚市市税条例及び同条例施行規則の規定に基づき、減免（納期限延長）を申請します。
森林環境税及び森林環境譲与税の規定に基づき、免除を申請します。

納税義務者の氏名		個人番号（法人番号）		年度	期別
					期
納税義務者の住所		電話		通知書番号	
納税通知書の税額（全額）		減免を申請する税額			
		市民税・県民税 円			
		森林環境税 円			
円		固定資産税 円			
減免、納期限延長を申請するもの	土地 件	家屋 件	償却資産 件		
所在地		地目又は種類		地籍・床面積又は取得価額	
減免を申請する理由（当該理由を称する書類を添付してください。）					
☐ 市民税・県民税					
市税条例施行規則第10条					
☐ 第1号又は第2号（災害による被害を受けた場合）					
☐ 第3号（貧困により生活のための公私の扶助を受けた場合）					
☐ 第4号（失業など(定年退職又は自己都合による退職を除く)により所得が著しく減少し、納付困難な場合）					
☐ 森林環境税					
森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第11条（※裏面参照）					
☐ 第1号（災害による被害を受けた場合）					
☐ 第2号（生活保護法の規定による生活扶助その他これに準ずるものとして政令で定める扶助を受けている者）					
☐ 第3号（失業又は廃業により収入が著しく減少したことなどにより、納付困難な場合）					
☐ 固定資産税					
市税条例施行規則第12条					
☐ 第1号又は第2号（災害による被害を受けた場合）					
☐ 第5号（貧困により生活のための公私の扶助を受けた場合）					
納期限を延長する税額		納期限延長			
円					
(市使用欄)					

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(抜粋)

(免除)

第十一条 市町村長は、次に掲げる者に対しては、政令で定めるところにより、森林環境税を免除する。

- 一 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により生命、身体又は財産に甚大な被害を受けた者として政令で定める者
- 二 生活保護法の規定による生活扶助その他これに準ずるものとして政令で定める扶助を受けている者
- 三 失業又は廃業により収入が著しく減少したことその他の政令で定める特別の事情により森林環境税の納付が困難と認められる者

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(抜粋)

(免除)

第十一条 市町村長は、次に掲げる者に対しては、政令で定めるところにより、森林環境税を免除する。

- 一 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により生命、身体又は財産に甚大な被害を受けた者として政令で定める者
- 二 生活保護法の規定による生活扶助その他これに準ずるものとして政令で定める扶助を受けている者
- 三 失業又は廃業により収入が著しく減少したことその他の政令で定める特別の事情により森林環境税の納付が困難と認められる者

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令(抜粋)

(法第十一条第一号の政令で定める者)

第五条 法第十一条第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 災害(法第十一条第一号に規定する震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害をいう。以下この条において同じ。)により死亡した者
- 二 災害により障害者(法第四条第二項第一号に規定する障害者をいう。)となった者
- 三 災害により自己(地方税法第三百十四条の二第一項第一号に規定する政令で定める親族を含む。以下この号及び次号において同じ。)の所有に係る住宅又は家財につき生じた損害金額(保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。同号において同じ。)がその住宅又は家財の価額の十分の三以上である者(災害により自己の所有に係る住宅につきこれと同程度の損害を受けたことについて災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第九十条の二第一項に規定する罹災証明書(同号において「罹災証明書」という。)により確認することができる者を含む。))で、前年の法第四条第二項第四号に規定する合計所得金額(次号において「合計所得金額」という。)が五百万円以下であるもの
- 四 災害により自己の所有に係る住宅又は家財につき生じた損害金額がその住宅又は家財の価額の十分の五以上である者(災害により自己の所有に係る住宅につきこれと同程度の損害を受けたことについて罹災証明書により確認することができる者を含む。))で、前年の合計所得金額が五百万円を超え七百五十万円以下であるもの

(法第十一条第二号の政令で定める扶助)

第六条 法第十一条第二号に規定する政令で定める扶助は、生活保護法第十一条第一項各号に掲げる扶助(同項第一号に掲げる生活扶助及び同法第十八条第二項の規定により行われる同法第十一条第八号に掲げる葬祭扶助を除く。)とする。

(法第十一条第三号の政令で定める特別の事情)

第七条 法第十一条第三号に規定する政令で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- 一 失業又は廃業により収入が著しく減少した場合として総務大臣が定める場合に該当すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、森林環境税を納付することが困難であると認められる場合として総務大臣が定める場合に該当すること。